具体的な利用料金の額

（様式４－１）

１　使用の許可を受けたもの（条例第４条）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 条例上の上限額 | 提案額 |
| 大浴場棟 | 大浴場（宿泊する者が利用する場合を除く。） | 小人 | １人１回につき | ２００　 |  |
| 大人 | １人１回につき | ４８０　 |  |
| 大集会室 | ３時間まで | ８，８７０　 |  |
| ３時間を超える１時間までごとに | ２，９４０　 |  |
| 食堂棟 | 研修室１ | ３時間まで | ５，６５０　 |  |
| ３時間を超える１時間までごとに | １，８８０　 |  |
| 研修室２ | ３時間まで | ５，６５０　 |  |
| ３時間を超える１時間までごとに | １，８８０　 |  |
| 研修室３ | ３時間まで | ３，２２０　 |  |
| ３時間を超える１時間までごとに | １，０６０　 |  |
| 研修室４ | ３時間まで | ３，２２０　 |  |
| ３時間を超える１時間までごとに | １，０６０　 |  |
| 宿泊棟 | 少年団体等が利用する場合 | 小人 | １人１泊につき | ４１０　 |  |
| 大人 | １人１泊につき | ８５０　 |  |
| 少年団体等以外が利用する場合 | 小人 | １人１泊につき | ６５０　 |  |
| 大人 | １人１泊につき | １，３３０　 |  |
| コテージ | 宿泊する場合 | １室１泊につき | ６０，０００　 |  |
| 休憩する場合 | １室１時間までごとに | ３，１５０　 |  |
| プール施設 | － | 小人 | １人１回につき | ２５０　 |  |
| － | 大人 | １人１回につき | ４９０　 |  |
| カヌー | － | １艇１回につき | １００　 |  |

備考

１　この表において、「宿泊する者が利用する場合」とは、宿泊棟又はコテージを利用する（休憩する場合を除く。）者が利用する場合をいう。

２　この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で１５歳に達する日の翌日から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にないものをいう。

３　この表において、「少年団体等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「小中学校等」という。）及び小中学校等に在学する者を対象とする活動を組織的かつ継続的に行う団体をいう。

２　行為の許可を受けたもの（条例第８条）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 条例上の上限額 | 提案額 |
| 行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をする場合 | １平方メートル１日につき | ２００　 |  |
| 業として写真を撮影する場合 | １人１日につき | ６４０　 |  |
| 業として映画を撮影する場合 | １日につき | １３，２００　 |  |
| 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合 | １平方メートル１日につき | ４０　 |  |
|  | （営利目的） | 　　８０　 |  |
| （営利目的以外で入場料を徴取） | ６０　 |  |

　備考

１　金額が平方メートルを単位として定められている場合において、許可に係る面積が０．０１平方メートル未満であるとき、又はその面積に０．０１平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てる。

※　上記の表以外の料金区分の設定も可能です。

　（例えば、コテージにおいて、夏季、年末年始及び休前日等シーズンによる割り増しや利用人数に応じた設定をすることも可能です。この場合においても条例上の限度額を超えて設定することはできません。）

【コテージの料金設定例】

１　料金の設定

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 金　額 |
| 条例上の限度額 | 60,000円/室 |
| 提案額 | 固定額　A | 円/室 |
| 変動額B | 　人から　人まで | 円/人 |
| 　人から　人まで | 円/人 |
| 　人から　人まで | 円/人 |
| 　人から　人まで | 円/人 |

※　この表では、「固定額」とは、人数に関わらずコテージを宿泊利用するに当たり徴収する使用料のこと、「変動額」とは、人数に応じて変動する一人当たりの使用料のことをいい、実際の使用料は、「Ａ（固定額）＋Ｂ（変動額）×人数」にて算定します。

※　宿泊料金は条例上の限度額を超えて設定することはできません。

※　表の区分けは例示ですので、申請者の考え方により変更可能です。

２　割増し等の設定

夏季、年末年始及び休前日等シーズンによる割増し等を行う場合に記入してください。

　①　夏　季　　　　　月　　日～　　月　　日　　　　　　　　　　円増

　②　年末年始　　　　月　　日～　　月　　日　　　　　　　　　　円増

　③　休前日（祝日を含む休日の前日等）　　　　　　　　　　　　　円増

　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　円増

※　シーズンによる割増しを行う場合においても、宿泊料金は条例上の限度額を超えて設定することはできません。

※　上記のシーズンの区分は例示ですので、申請者の考え方により変更可能です。